三　第二条中公認会計士法第三十四条の四十一の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「審判の」を「最初の審判手続の」に改める部分を除く。）、同条第三項及び同法第三十四条の四十五第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「審判手続開始決定記録に記録され」に改める部分に限る。）、同法第三十四条の四十七第二項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に二項を加える改正規定、同法第三十四条の四十八に一項を加える改正規定、同法第三十四条の四十九に一項を加える改正規定、同法第三十四条の五十第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十四条の五十三第七項から第十項まで、第三十四条の五十四（見出しを含む。）及び第三十四条の五十五（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三十四条の五十六第一項から第三項までの改正規定、同法第三十四条の五十七を削る改正規定、同法第三十四条の五十八の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同条を同法第三十四条の五十七とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第五十二条の三第一項及び第五十三条の三第二号の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定　公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。次条において同じ。）による改正後の公認会計士法（次条及び附則第四条において「新公認会計士法」という。）第三十四条の四十一第一項から第三項まで及び第三十四条の四十五の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条から附則第四条までにおいて「第三号施行日」という。）以後に公認会計士法第三十四条の四十第一項に規定する決定が行われる審判手続について適用し、第三号施行日前に当該決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。

第三条　新公認会計士法第三十四条の五十三第七項から第十項までの規定は、第三号施行日以後に同条第七項に規定する決定が行われる審判手続について適用し、第三号施行日前に第二条の規定による改正前の公認会計士法第三十四条の五十三第七項に規定する決定が行われた審判手続については、なお従前の例による。

第四条　新公認会計士法第三十四条の五十八において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十一（第一項各号を除く。）の規定は、第三号施行日以後に公認会計士法第三十四条の四十第一項に規定する決定が行われる審判手続について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一

政令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年十一月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十五号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定（同法附則第五条及び第六条の規定を除く。）の施行期日は、令和六年四月一日とする。

総務大臣　鈴木　淳司
厚生労働大臣　武見　敬三
防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年十一月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十六号

戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戸籍法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和六年三月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　鈴木　淳司
法務大臣　小泉　龍司

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年十一月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十七号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）附則第一条（第一号及び第三号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日は令和六年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年一月一日とする。

法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄